

EDDサービス利用規約補則

「EDD サービス利用規約（以下、「本利用規約」といいます。）」第2条第5項、第4条、第5条及び第22条にて、別途定めるとしたものについて、以下の通り定めます。

- 1 参考：本利用規約第1条（用語の定義と役割）より抜粋
本規約で使用される各用語の定義は以下の通りとします。

用 語	定 義	役 割
会員	当法人に加入した会員の法人	ユーザ並びにユーザ代表の任命
ユーザ代表	<ul style="list-style-type: none"> ●ユーザであってユーザの中から会員が指名した代表 ●組織機能・規模等に応じた複数名の指名・申請も可能 ●当法人に届出た会員の代表者・担当者による兼務も可 	会員を代表して、 <ul style="list-style-type: none"> ●ユーザ登録・変更等の当法人への各種申請手続 ●当法人からの各種通知内容の会員並びに各ユーザへの徹底を行う
ユーザ	<ul style="list-style-type: none"> ●会員に所属する社員等で、会員に指名された者 ●ユーザにはユーザ代表も含む ●複数名の指名・申請も可能 ●当法人に届出た会員の代表者・担当者による兼務も可 	本利用規約に従い本件サービスを利用する者
全てのユーザ	ユーザ代表ならびにユーザの総称	

- 2 本利用規約第2条第5項
本利用規約第2条第5項に定める本件サービスの内容は次のとおりとします。
本件サービスは、「e-計量」サービス及び「EDDポータル」サービスで構成され、以下の機能を提供いたします。

【e-計量】

計量証明書等の電子化データに対して計量証明事業者の計量士または納品担当者（以下、「担当者」という。）が以下の処理を行えるようにするサービスとなります。

「計量証明書等の電子化データアップロード」

↓

「計量証明書等の電子化データへ電子署名及びタイムスタンプの付与」

↓

「電子署名及びタイムスタンプの付与された計量証明書等の電子化データのダウンロード」

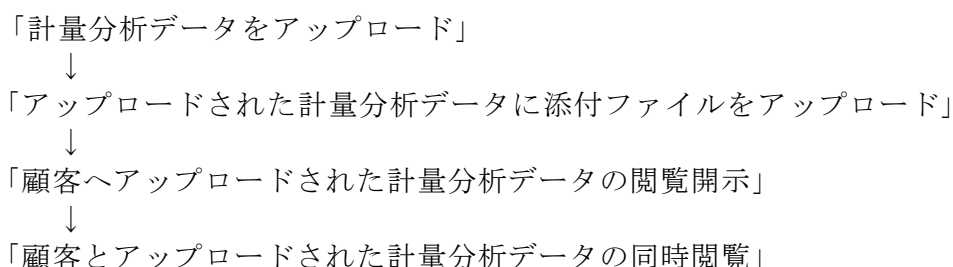
または

「コンサル、施工会社及び建設会社等（以下、「顧客」という。）に対する電子署名及びタイムスタンプの付与された電子化データのダウンロード場所のメール送信」

- (1) セキュリティー強化のため、当法人にユーザ登録されたユーザに対して発行する「ユーザ用ID、パスワード」及び「電子証明書」の二要素で認証することにより利用可能なサービスとなります。
- (2) 担当者がアップロード（*1）した計量証明書等の「PDF、Excel及びWord」をPDFファイルに変換し、変換されたPDFファイルへ、電子署名及びタイムスタンプの付与を施し、改ざん防止を行うことが可能なサービスとなります。
- (3) 担当者が、電子署名およびタイムスタンプの付与されたPDFファイルのダウンロードを行うことが可能なサービスとなります。
- (4) 担当者が、電子署名およびタイムスタンプの付与されたPDFファイルのダウンロード場所を、顧客へメール送信を行うことが可能なサービスとなります。

【EDDポータル】

計量証明書等の計量分析データを担当者により、以下の処理を行うサービスです。



- (1) 【e-計量】(1)と同様
- (2) 担当者が、顧客へ開示する計量分析データのアップロードが可能なサービスとなります。
- (3) 担当者がアップロードした、計量分析データの名寄せ（EDDポータル内の統一分析コード及び統一名称に変換）が可能なサービスとなります。
- (4) 担当者は、アップロードしたデータの閲覧が可能なサービスとなります。また、顧客との共有閲覧が可能なサービスとなります。
- (5) 閲覧した計量分析データに、電子データファイル等の「PDFファイル、Excelファイル、Wordファイル等」の添付(*2)が可能なサービスとなります。
- (6) 閲覧した計量分析データのダウンロードを行うことが可能なサービスとなります。

*1*2：EDDサービスにおける添付可能な合計サイズの上限は5MB。

3 本利用規約第2条第6項

本利用規約第2条第6項に定める動作環境の内容は次のとおりとします。

- ・OS
Windows 7から
- ・ブラウザ
internet explorer 7から
- ・Adobe Reader
Adobe Reader X(10)から

4 本利用規約第4条

本利用規約第4条に定めるユーザ登録の申込承認、ID、パスワード及び電子証明書の交付とその管理責任については次のとおりとします。

- (1) 当法人は、ユーザ代表からのユーザ登録の申込の承認と同時に、または承認後直ちに、ユーザのみが使用できるユーザ用ID、パスワード及び電子証明書を発行し、ユーザに直接通知します。ユーザは、ユーザ用ID、パスワード及び電子証明書でログインすることにより、本件サービスを利用することができます。
- (2) ユーザは、発行されたユーザ用ID、パスワード及び電子証明書を、当法人の事前承諾を得ることなく、第三者に譲渡、貸与もしくは開示または使用させることはできません。また、会員は、ユーザ用ID、パスワード及び電子証明書を、そのID、パスワード及び電子証明書が付与されたユーザ以外の第三者に譲渡、貸与もしくは開示または使用させることはできません。なお、本項における「第三者」には、会員および全てのユーザと出資、人事、資金または技術等に関する継続的な関係を有する法人・個人を含みます。
- (3) 会員およびユーザは、本件サービスを利用するためのユーザ利用権を、当法人の事前承諾を得ることなく、第三者に譲渡もしくは貸与し、または、第三者に本件サービスを使用させることはできません。また、ユーザ利用権に関連して生じる権利または義務を、当法人の事前承諾を得ることなく、第三者に譲渡し、承継させてはなりません。なお、本項における「第三者」には、会員およびユーザと出資、人事、資金または技術等に関する継続的な関係を有する法人・個人を含みます。
- (4) 当法人は、ユーザ用ID、パスワード及び電子証明書を発行した後、これらのみでユーザの本人確認を行います。各ユーザは、自己のユーザ用ID、パスワード及び電子証明書の使用及び管理について、一切の責任を負うものとします。
- (5) ユーザは、ユーザ用ID、パスワードを失念または漏えいした場合、または、電子証明書を漏えいした場合は、ユーザ代表を通じて、当法人に速やかに届け出るものとし、その指示に従うものとします。また、当該ユーザ用ID、パスワード及び電子証明書によりなされた本件サービスの利用は、当該ユーザによりなされたものとみなし、当該ユーザを指定した会員は、当該利用にかかる使用料その他の債務の一切を負担するものとします。
- (6) ユーザは、当法人が本利用規約の別紙に定める申請手続に従って発行されるユーザ用ID、パスワード及び電子証明書を、当法人より再付与されます。
- (7) 電子署名に使用する一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下、JIPDECのという）が発行する電子証明書（JCAN証明書）の登録・管理を当法人にご委託いただくものとします。
- (8) 当法人および検証者（*3）が、電子証明書に記載された個人情報、業務、監査、認定または訴訟対応のために、利用および開示を行います。
- (9) 申請内容に変更があった場合や電子署名ID・パスワードが第三者へ漏洩していると貴社が判断した場合には、当法人およびJIPDECによる電子証明書の失効を認めていただくものとします。
- (10) 電子署名ID・パスワードは厳重に管理し安全な環境下で使用するものとします。
- (11) 電子証明書の記載事項に変更があった場合は、(5)に定める方法により速やかに当法人に届出を行うものとします。
- (12) 電子署名ID・パスワードの紛失や盗難があった場合は、(5)に定める方法により速やかに当法人に届出を行うものとします。

*3：検証者とは電子証明書の提示を受ける人、すなわち、電子署名の検証を行

う人を指します。
電子証明書の有効性を検証する為に、検証者は必ずCRL（証明書失効リスト）の参照を行います。

- 5 本利用規約第5条
本利用規約第5条に定める電子証明書及びタイムスタンプについては次のとおりとします。
- (1) 電子証明書：J C A N証明書
＜一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）＞
JIPDECが発行するJCAN証明書の詳細内容は下記URLを参照下さい。
URL：http://www.jipdec.or.jp/repository/
- (2) タイムスタンプ：S E I K Oタイムスタンプ
＜セイコーソリューションズ株式会社＞
- 6 本利用規約第22条第1項
本利用規約第22条第1項に定める記録されたユーザの当該データを削除する権限の発生期日については、次のとおりとします。
- 分析データの電子配信サービス：記録の日から1年間を経過した日
文書の電子化データの電子配信サービス：記録の日から1年間を経過した日
文書の電子化データのダウンロードサービス：記録の日から1か月間を経過した日

以上

附則

2015 (H27)年 9月25日制定